

テラスカイ・mitoco サービス利用規約（サブスクリプション規約）

第1章 総則

第1条 （目的）

株式会社テラスカイ（以下「当社」といいます）はテラスカイ・mitoco サービス利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、これに基づき mitoco アプリケーションサービス（以下「本サービス」又は「サービス」といいます）を契約者に提供します。契約者は本規約を遵守して本サービスを受けるものとします。

第2条 （定義）

本規約において、次の各号の用語はそれぞれ次の通りとします。

- (1) 「契約者」とは、本規約に合意し遵守して本サービスを受ける法人、個人となります。
- (2) 「関係会社」とは、直接若しくは間接に対象となる法人を支配する法人、若しくは当該法人に支配される法人、又は当該法人と共通の支配下にある法人をいいます。この定義における「支配」とは、直接又は間接的に、当該法人の議決権の 50%を超える持ち分を所有又は管理している事をいいます。
- (3) 「本契約」とは、本規約に基づいて成立する当社と契約者の間の権利・義務関係をいいます。
- (4) 「ユーザー」とは、契約者により割り当てられ本規約に合意した個人をいい、本サービスにおいては全てのユーザーは固有の指名ユーザーとしてユーザーID を付与されたものをいいます。
- (5) 「サブスクリプション」とは契約者が本サービスを一定の期間内において利用できる使用権利をいいます。
- (6) 「オンライン通知」とは、当社のホームページ掲載、又はメール等の通信回線を利用した告知方法をいいます。
- (7) 「代理店」とは、当社が認定する本サービスの販売代理店をいいます。
- (8) 「SFDC」とは、株式会社セールスフォース・ジャパン及びその関係会社の総称をいいます。(9) 「取得情報」とは、本サービスを通じて契約者がアップロードする文章、画像、プログラムその他一切の情報をいう。

第3条 （規約の変更）

当社は、契約者の利益に適合する場合、社会情勢の変動等により必要があると認めた場合、法令等が改廃された場合、本サービスについて変更の必要性が生じた場合（当社以外のサービスに対する契約等の条件の変更を含む。）及びその他必要性かつ相当性がある場合は、契約者の承諾を得る事なく、民法第 548 条の4に基づき本規約を変更できるものとします。なお、この場合には、契約者は利用条件その他本サービスに関する利用規約の内容は、変更後の新しい利用規約を適用するものとします。

本規約の変更について、当社は契約者に通知するものとし、通知手段はオンライン通知又は当社の選択する方法にて行うものとします。また、発信によりその通知の効力が生ずるものとし、通知が到達しない場合であっても、変更後の本規約が適用されるものとします。

第4条 （サービスの仕様）

本サービスの仕様は、本規約添付 2.mitoco 製品表記載の製品のユーザーガイド（それぞれの管理者マニュアル及びインストールマニュアル等を含む）の通りとします。当社は本サービスの仕様を予告無く変更する事があります。

第2章 契約

第5条 (本契約)

本契約は、契約者が、本規約に合意し、注文書及び別紙(利用申込書)に基づく利用申し込みを行う事により有効となります。

第6条 (範囲)

本サービスは本契約の単位で1つの本サービスを提供する事とします。1つの本サービス提供範囲は契約者(個人、若しくは法人)、また契約者の関係会社を包含した範囲における、従業員、コンサルタント、受託者及び代理人、又は契約者が取引を行う第三者を含む事とします。

- (1) 当社は本規約の他に必要に応じて別規約を定める事があります。この場合別規約に特に断りが無い場合は、本規約の適用も併せて受けるものとします。
- (2) 契約者は個人又は法人である事を要します。
- (3) 権利能力なき社団、その他団体は当社が承諾した場合のみ利用申し込みができます。

第7条 (ユーザーID)

契約者は本サービスの全てのユーザーに対し固有の指名ユーザーとしてユーザーIDを付与するものとします。

- (1) 複数人における共有のユーザーIDは許諾されません。
- (2) ユーザーIDの再割り当ては合理的かつ適切なサービス利用を前提に任意の時期に実施されるものとします。

第8条 (システム管理者の選任)

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめシステム管理者を選任し、当社又は代理店に別紙(利用申込書)を通じて書面で届け出るものとします。

- (1) システム管理者が交代したときは直ちに当社又は代理店に書面で通知するものとします。通知なく、システム管理者を交代し当社との連絡が途絶する事によって引き起こされる損害に対して当社は一切の責任を負わないものとします。
- (2) システム管理者は、第16条に定められた管理責任を負うものとします。
- (3) 当社はシステム管理者への通知をもって、契約者への通知が行われたのと同等の効力があるものとみなします。
- (4) 契約者は、システム管理者からのみ契約者のサービスに関わる障害等の申告を当社に報告できるものとします。

第9条 (契約者の登録情報)

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ当社又は代理店に別紙(利用申込書)を通じて所定の契約者の登録情報を書面で届け出るものとします。

- (1) 当該事項に変更があったときは直ちに当社又は代理店に書面で通知するものとします。
- (2) 前号届け出があったときは、当社は、その要求に合理性がある場合は、届け出のあった事実を証明する書類の提供を求める事があります。

第 10 条（譲渡・再販の禁止）

契約者は本サービスの提供を受ける権利等の本規約上の権利を、当社の許可なく他に再販、譲渡する事を禁じます。

第 11 条（契約者の地位の承継）

契約者である法人が合併し、契約者の地位の承継が発生した場合は、第 9 条の定めに従い、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後、当該の承継法人に書面による通知の上、本契約を解除する事ができるものとします。当社がこの解除の権利を、契約者からの通知後 1 カ月以内に行使しなかった場合は、承継した法人は本契約に基づく当社に対する一切の債権、債務を承継したものとします。

第 12 条（契約期間）

本契約は、契約者が、本規約に合意し、注文書記載の発効日に発効され、本契約に従って許諾された全てのサブスクリプションが満了又は解除されるまで存続するものとします。

- (1) 契約期間は 1 年単位となり、何れかの当事者が相手方に対して、該当するサブスクリプション利用期間が満了する 60 日以上前に、更新しない旨を通知しない限りは、1 年単位で契約は自動更新され、以後も同様となります。
- (2) 当該契約期間中におけるサービス提供価格は、先に定められた注文書記載の通りとしますが、当社が契約者に当該更新日の 60 日以上前に書面でサービス提供金額の変更を行った場合はこの限りではなく、その場合はサービス提供金額の変更は更新日に発効され、それ以降有効に存続するものとします。

第 13 条（契約者からの終了）

本サービスの利用を終了したい場合、契約者は別紙（解約申込書）の記載に従い当社又は代理店の指定する方法により手続きを行う事とします。

- (1) 利用終了の手続きにかかわらず、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。
- (2) 当社に対して支払い済みの利用料金は、本サービスの利用期間にかかわらず、返金いたしません。

第 14 条（当社からの解除終了）

本規約に契約者が違反した場合、当社は契約解除を行う事ができます。

- (1) 第 20 条に該当する場合、当社は何時でも通知催告を要せずに契約を解除する事ができます。
- (2) 第 19 条に該当する場合、通知又は催告を行い該当する事由が是正されずに通知又は催告から 1 ヶ月経過したのち、当社は契約を解除する事ができます。

第 3 章 本サービスの利用

第 15 条（当社の責任）

当社は、以下の責任を負う事とします。

- (1) 本サービスを、以下の場合を除き 1 日 24 時間、週 7 日継続して提供する努力をする事とします。
 - (a) 計画停止(当社は計画停止を、オンライン通知により 4 時間以上前に通知するものとします。)

- (b) 当社の商業上合理的な支配又は制御ができる範囲を超える状況(地震、洪水、火災等の自然災害、感染症蔓延、武力衝突、暴動、テロ行為等)の発生。
 - (c) インターネットサービスプロバイダーの障害若しくは遅延。
 - (d) 本サービス提供の前提となる Salesforce 利用上の制限。(例えば、Salesforce の定期メンテナンスの実施や本サービスを經由して Salesforce に対して行う API 呼び出しの上限到達に伴うアクセス制限、その他、本サービスの基盤となる Salesforce 利用上の制限を受ける場合があります。)なお、本サービスのうち、Salesforce を前提としないサービスについては、本号の制限を受けないものとします。
- (2) 本サービスを、適用ある法令及び政府規制に準じて適法に提供する事とします。
- (3) 当社は、お客様に対して、本サービスに関するサポートを提供します。ただし、以下の事項について同意していただくことを前提とします。
- (a) サポートの範囲における留意
当社のサポート業務は、当社が別途指定する時間内および方法で受け付けますが、指定された時間外、方法では、対応できない場合があります。
 - (b) 第三者によるサポート業務
お客様へのサポート業務は、当社の責任及び判断に基づき、当社がサポート業務の提供を委託した第三者が実施することがあります。
 - (c) サポート対象外
以下の事象がある場合、サポートの対象外となること
 - ① 他社製品に起因する障害
 - ② プロダクトに起因するか他社製品に起因するかの切り分けができない障害
 - ③ 火災、停電、天災地変などの不可抗力を原因とする障害
 - ④ お客様が本規約またはサポート仕様書の内容に違反したことを原因とする障害
 - ⑤ 外部連携サービスに起因する障害
 - ⑥ その他、通常の利用状態では起こりえない事由を原因とする障害

第 16 条（契約者の責任）

1. 契約者は、以下の責任を負う事とします。
- (1) ユーザーの本規約の遵守について責任を負う事とします。
 - (2) 自己の利用環境に基づく本サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見した際には、速やかに当社に通知する事とします。
 - (3) 本サービスを適用ある法令及び政府規制に準じて適法に利用する事とします。
 - (4) 本サービスに契約者がアップロードしたデータについては、契約者が全ての権利および責任を負う事とします。なお、当社は、契約者がアップロードしたデータに関するいかなる権利も主張しないものとし、また、当該データに関して契約者に対していかなる責任も当社は負わないものとします。。
 - (5) 契約者は以下を行う事はできません。
 - (a) 本サービスを、権利侵害、名誉棄損、その他の違法若しくは不法な内容、又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存若しくは送信する為に利用する事。
 - (b) 本サービスを、悪質なコードを保存若しくは送信する為に利用する事。

- (c) 本サービス、又は本サービスに含まれる第三者のデータの完全性又は性能を故意に妨害又は混乱させる事。
 - (d) 当社あるいは、第三者の著作権、その他知的財産権を侵害する行為、又はそれに類する行為を行う事。
 - (e) SFDC カスタムオブジェクトを、当社からの明示的な許諾なく mitoco 基本サービスおよび mitoco 会計(OEM 提供の場合)の機能拡張以外に利用する事。なお、本サービスのうち、Salesforce を前提としないサービスについては、本号は適用されない。
- (6) 契約者は、当社より本サービスの利用方法について監査としての開示請求があった場合は、利用方法を遅滞なく開示します。
- (7) お客様は本サービスに関する技術的な仕様書(以下「サービス仕様書」)が、当社から配布された場合、サービス仕様書の内容を遵守するものとします。
2. 契約者は、当社が第三者から本条に起因するクレーム、異議の申立て、損害賠償の請求、その他何らかの請求がなされる等の紛争が発生した場合は、自己の責任と費用負担により当該紛争を解決するものとし、当社は、当該紛争に関して一切責任を負わないものとします。

第4章 サービス停止

第17条 (利用停止)

第18条から第20条の各条項のいずれかに該当する場合、当社は本サービスの一部又は全部の提供を当社から契約者に事前に通知の上停止する事があります。

提供停止に伴い、契約者に損害が生じても当社は責任を負いません。

第18条 (事前通知事項)

次の各号のいずれかに該当する場合、当社は契約者に事前通知を行った上で、本サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。なお、通知方法は当社が選択し、通知の発信によりその効力が生ずるものとし、通知が契約者に到達したか否かはその効力に影響が無いものとします。

- (1) 本サービスに関わるハードウェア、ソフトウェア、通信機器その他関連する機器若しくはシステムの点検又は保守作業を定期的に又は緊急に行う場合
- (2) コンピューター若しくは通信回線等の障害、誤操作、API 上限、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング、その他予期せぬ要因により本サービスの提供が困難となった場合
- (3) 本サービスに関するセキュリティ上の問題が生じた場合
- (4) 天災地変、武力衝突、停電、暴動、伝染病若しくはその他の疫病、物資若しくは施設の破壊若しくは損傷、火災、台風、地震、洪水、安全配慮義務に基づく合理的な措置、その他当社の支配を超える事由
- (5) 法令等又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が困難となった場合
- (6) その他前各号に準じる事由により当社が必要と判断した場合

第19条 (通知事項)

次の各号のいずれかに該当する場合、当社は契約者に通知を行います。

また、この場合、サービス停止を行うことの通知は必ずしも事前に行う必要はないものとし、通知方法は当社が選択し、通知の発信によりその効力が生ずるものとし、通知が契約者に到達したか否かはその効力に影響が無いものとします。

- (1) 利用申込書又は提出書類に不備がある場合。
- (2) 住所、電話番号、管理者等利用申込書に記載された内容に変更があり、変更の手続きが行われていない場合。
- (3) 当社が設備管理委託をしている業者、又は当社サービスを利用するにあたり必要となる設備を 管理する業者の責によるサービス停止について、当社宛に事前に連絡が無い場合。

第 20 条（無通知事項）

契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社の裁量に基づき契約者に通知を行わずサービス停止その他必要とされる手段をとる事ができます。

- (1) 契約者がした表明及び保証に反する事実があったとき、又は虚偽の届出をした場合。
- (2) 当社又は第三者の名誉、信用、プライバシーを侵害する行為があり、あるいはそのおそれのある場合。
- (3) 当社又は第三者の著作権、その他知的所有権を侵害する行為があり、あるいはそのおそれのある場合。
- (4) 当社又は第三者のシステム、又はデータの滅失、損壊、盗用行為があり、あるいはそのおそれのある場合。
- (5) 契約者の債務が履行されない場合、又は信用状態が著しく悪化し、債権未回収のおそれがあると当社が認める場合。
- (6) ユーザーID、パスワードの不正使用がある場合。
- (7) 当社の本サービス提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為が認められる場合。
- (8) 第三者の本サービス利用を妨害したり支障を与えたりする行為、あるいはそのおそれのある行為が認められる場合。
- (9) 契約者が本規約に違反した場合。
- (10) 大規模災害等による不可抗力でサービス提供が不可能な場合。
- (11) 契約者、システム管理者が所在不明若しくは連絡不能の場合。
- (12) サービス仕様書の内容から著しく反する行為をした場合。
- (13) その他本サービスに関して、合理的な理由に基づき当社の裁量で不適切と判断したとき。

第 5 章 サービス廃止

第 21 条（廃止）

当社は本サービスの一部又は全部を何時でも廃止できる権利を有します。本サービスの一部又は全部の廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第 22 条（廃止通知）

本サービスの一部又は全部を廃止する場合、廃止する 1 年以上前に当該サービスの契約者に対して当社は通知を行います。

通知方法は当社が選択し、通知の発信によりその効力が生ずるものとし、通知が契約者に到達したか否かはその効力に影響が無いものとします。

当社が予期し得ない事由又は法令、天災等の止むを得ない事由で、サービス廃止する場合において1年以上前の通知が不能な場合は、当社は事後に速やかに当該サービス契約者に対して通知をしなくてはならない事とします。

第6章 サービス中止

第23条（中止）

当社は当社の事業継続が困難になった場合には提供するサービスを契約者に事前通知の上中止する事ができます。中止前に支払われた利用料金を当社、又は代理店は契約者に返還する義務を負い、返還にかかる諸費用は当社の負担とします。

第7章 SFDC との関係

第24条（SFDC との関係）

本サービスは SFDC の Salesforce OEM パートナー契約に基づき、SFDC プラットフォームと結合して動作するアプリケーションサービスです。本サービスと結合した SFDC プラットフォームの利用に関し、契約者は本規約添付 1.SFDC サービス規約、並びに本規約添付 2.mitoco 製品表の記載事項に同意したものとみなします。なお、本サービスのうち、Salesforce を前提としないサービスについては、本条の制限を受けないものとします。

第25条（本サービスのお客様によるカスタマイゼーション）

契約者が本サービスをカスタマイゼーション、若しくは共に使用する目的で、当社以外の契約者が使用する Salesforce のアプリケーションやオブジェクトを作成する場合には、契約者が当社への使用権許諾における必要要件を満たす必要があります。また、当社が当社以外のアプリケーションやオブジェクトの使用許諾した場合であっても、契約者が定義するカスタムオブジェクト及び API の機能並びに継続性を保証せず、予告なく廃止及び、変更できるものとし、契約者はその可能性を認識しそれに同意するものとします。

第8章 サードパーティのアプリケーションの使用

第26条（サードパーティのアプリケーションの使用にあたっての前提条件）

本サービスの利用にあたり、本サービスで利用できる範囲で、サードパーティのアプリケーションおよびオープンソースソフトウェアが組み込まれて使用される場合があります。本サービスのユーザーガイド(それぞれの管理者マニュアル及びインストールマニュアル等を含む)に記載された、本サービスに組み込まれたサードパーティのアプリケーションおよびオープンソースソフトウェアの利用にあたっては、契約者が該当するサードパーティのアプリケーションまたはオープンソースソフトウェアの利用条件(ライセンス条件を含みます。)を遵守することが前提であり、本規約の承諾をもって契約者はこれらに対して異議を述べないものとします。なお、サードパーティのアプリケーションおよびオープンソースソフトウェアに関して、動作保証、継続性、またはその他の責任を一切負わないものとし、当社はこれらに起因する契約者の損害についても、第27条(免責)の定めに従い、責任を負わないものとします。

第9章 免責

第 27 条（免責）

当社は、契約者が本サービスを通じて得る情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性等に関して本規約に定められた事項以外は保証致しません。

- (1) 当社は本サービスの遅滞、停止、変更、中止、廃止、又は登録、提供される情報・データの喪失、流出に関連して発生した契約者の損害について、本規約に定められた事項以外責任を負いません。
- (2) パスワードにより認証されたユーザーID による本サービスの利用は正規契約者の利用とみなし、事実上の利用者が誰であろうとその責任を当社は負いません。
- (3) 当社の管理外である通信回線や当社設備に属さない設備の状態に当社は責任を負いません。
- (4) 当社は、契約者が本サービスを通じて得る情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性等に関して、本規約に定められた事項以外は保証しないものとします。

第 10 章 雑則

第 28 条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、当該サービスを利用できない事を当社が知った時刻（以下「障害発生時刻」といいます。）から起算して、1ヶ月のうち延べ15日以上サービス停止となった場合に限り、その障害発生時刻における本契約所定の月額費用を限度として、契約者に直接に生じた通常の損害の賠償をします。ただし、特別事情に起因する損害及び逸失利益については免責されるものとします。また、契約者が当該請求を得る事となった日から3ヶ月を経過する日までに書面にて当社に当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 29 条（著作権等）

1. 当社及び関係会社が本サービスに関連して作成・保有するシステム・ソフトウェア（第三者が作成・保有する場合も含む。以下、「権利者」という。）は、国内外及び地域を問わず著作権（著作権法第27条及び第28条所定の二次的著作物を作成する権利及びこれを利用する権利を含む。）その他の知的財産権を有します。
 - (1) 契約者は、本規約で許諾されている範囲を越えて本サービスおよびソフトウェアを権利者に無断で複製、改変、頒布、貸与の他、可能なあらゆる形式で利用してはいけません。
 - (2) 契約者は、無断で権利者が保有する商標（サービスマークを含みます）の使用はできません。
 - (3) 契約者は、権利者に無断で、本サービスを提供するため権利者が権利を保有するシステム・ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング及びこれに類する行為を行う事はできません。
2. 契約者がアップロードしたデータに関しては、契約者に知的財産権は帰属しますが、本サービスに当該データをアップロードした時点で、本サービス提供に必要な範囲における複製、翻案、公衆送信、派生著作物の作成、表示及び実行に関するライセンスを無償で当社に付与するものとします。なお、当社は、契約者がアップロードしたデータについて、本サービス提供に必要な範囲で著作者人格権を行使しないものとします。

第 30 条（取得情報および個人情報等の取り扱い）

1. 当社（以下、関係会社含む）及び契約者の両当事者は守秘義務を負います。

契約者及び当社は本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上又はその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、またサービス提供に必要な場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでは無いものとします。

- (a) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合。
- (b) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合。
- (c) 知り得た時点で既に取得済みの場合。
- (d) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合。
- (e) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められた場合。
- (f) 契約者に対し、本契約に基づく義務の履行を請求する場合。

2. 当社は、当社プライバシーポリシー (<https://www.terrasky.co.jp/policy/>) 及び、下記で定める利用目的のために、個人情報等を取得し、これを安全に管理するものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

(1) 個人情報等

- (a) 本サービスの申込みに伴い当社が取得した情報
・契約者名(法人名、団体名、代表者名)、住所、電話番号、メールアドレス等、申込みに際して弊社が取得した一切の情報
- (b) 本サービスの利用に伴い、直接あるいはデータの接続により収集された情報
- (c) その他、本サービスに関連して得た情報

(2) 利用目的

- (a) 本サービスの円滑な運営の維持、構築のため
- (b) 本サービスの販売、保守サービス、サポートおよび資料送付など、契約者のご要望される本サービスを提供するため(cookie、Web beacon 等の統計データ、サポート履歴などの蓄積も含まれます)
- (c) 各種お問い合わせ、ご依頼、ご要望などに対応するため(より良い対応を行うためのお問い合わせ履歴などの蓄積も含まれます)
- (d) 当社から定期・緊急のメンテナンス案内、企業情報、本サービスに関連する情報を供するため(例えば、資料、新機能紹介、セミナーやイベント開催情報、メールマガジン、契約者向けサービス情報の送付など)
- (e) 本サービスの企画、開発、診断および改良、修正、マーケティング活動に、契約者のご要望を反映させるための参考資料とするため(本サービスのアンケート、お客様満足度調査、お問い合わせ履歴なども含まれます)
- (f) 本サービスに関する諸連絡事項や通知などの送付のため

(3) 取得情報及び個人情報等の管理

当社は取得したの安全性、機密性及び完全性を保護するために本サービスにおいて適切に技術的な安全保護措置を行うものとし、以下の行為は行わないものとします。

- (a) 取得情報及び個人情報等を改変すること
- (b) 取得情報及び個人情報等を開示すること。ただし、法令等により要求される場合はこの限りではありません。

取得情報及び個人情報にアクセスすること。ただし、予定された提供又は保守をするため、又はサービス若しくは技術上の問題の防止若しくはその対応のため、又はカスタマサポート上の問題に関連してお客様に要請された場合は、この限りではありません

(4)取得情報および個人情報等の消去

当社は、何らかの事由で当社又は契約者が本サービスを終了する場合、若しくは外部的な事情で本サービスを中止となった場合等は、個人情報等を遅滞なく消去するものとします。なお、当社が取得した個人情報等は契約終了後も有効とし、当社は契約終了後も本条の範囲内で本サービスにおける契約者の登録情報を使用できるものとします。

3. 当社は、前項の個人情報等を、前項の利用目的のために必要な範囲で、以下に定めるに事業者を提供できるものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

- ・株式会社セールスフォース・ジャパン
- ・アマゾンウェブサービスジャパン合同会社
- ・当社の国内にある子会社および関係会社
- ・本サービスに関連して契約提携している国内企業
- ・本サービスに関連する国内のサードパーティ企業

4. 当社は本サービス若しくは新たなサービスの開発・研究での利用目的のために、本条2項1号の個人情報等について、個人情報保護委員会規則19条に定める基準に従い、匿名加工等の必要な措置を講じた上で、利用または第三者への提供をすることができるものとします。
5. 当社が取得した契約者の個人情報等について、法令等に基づき当社に対して開示するように請求することができるものとします。当社は、万が一個人情報等の内容が事実でないことが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じます。
6. 当社は、個人情報の保護に関する法令に従い、個人情報を適切に保護する義務を負い、再委託先も含めて漏洩または滅失、毀損が生じた場合（以下、「漏洩等」という。）は個人情報保護委員会へ通報するものとします。ただし、契約者から漏洩等および通報に関して指示がある場合はこの限りではありません。
7. 当社は本サービスの技術的な問題の解決のため、契約者による所定の手続後に、契約者の認証情報を用いて、本サービス（契約者の個人情報、取得情報を含みます）にアクセスすることがあります。なお、契約者の依頼によって本サービスにアクセスしたことで当社のサポート範囲を超える対応を行った場合、契約者は、当該対応に係る費用を当社に対して支払うことを同意するものとします。
8. 契約者の個人情報の契約者の個人情報の管理責任者および対応窓口について、当社プライバシーポリシー（<https://www.terrasky.co.jp/policy/>）に基づく連絡先は以下の通りとなります。

株式会社テラスカイ 東京本社 経営企画本部

電話番号:03-5255-3421 FAX:03-5255-5130

9. 当社は、本サービスの提供に基づき得られた取得情報（機密情報および個人情報を含む。）について、契約者に対する本サービスの提供を終了した時点で、契約者に通知することなく、商談情報または法令等で一定期間保存が義務付けられている場合を除き、すみやかに削除または消去できるものとします。そのため、本サービス終了後にいかなる理由があっても、当社は取得情報を削除または消去した取得情報の復元はできません。ただし、本サービスの提供のために当社が取得した、お客様からの問い合わせに関する情報（問い合わせ内容、履歴等）は、この限りではありません。

第 31 条（残存条項）

本規約第 24 条（SFDC との関係）、第 27 条（免責）、第 28 条（責任の制限）、第 29 条（著作権等）、第 30 条（取得情報の取り扱い）、第 33 条（準拠法）、及び第 34 条（合意管轄）については、本契約終了の後も効力を有するものとします。

第 32 条（契約者間紛争）

本サービスを利用する契約者間で紛争が生じた場合、それらの契約者間で解決を図る事とし当社は紛争に関与しません。

第 33 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 34 条（合意管轄）

本サービス利用に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 35 条（反社会的勢力の排除）

当社および契約者は、各自、ならびに各自の関係会社の役員（取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれらに準ずる者を含む。以下同じ。）について、以下の各号に掲げる事項を表明し保証するものとします。

- (1) 現在、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団（匿名・流動型犯罪グループおよび犯罪組織を含む）、米国商務省国際貿易局統合スクリーニングリスト（CSL）該当者、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと
- (2) 過去 5 年間、反社会的勢力に該当したことがないこと。
- (3) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
- (4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
- (5) 自己または第三者の不正な利益を図る目的、もしくは第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
- (7) 役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき反社会的勢力との関係を有しないこと。

第 36 条（完全合意）

本規約（全ての本規約の別紙、添付書類を含む）は、当社、契約者間の両当事者間の完全な合意を構成し、書面か口頭かに拘らず、本規約の目的事項に関する全ての従前、又は、同時期の合意、提案又は表明に優先されます。本規約のいずれかの規定の修正、変更又は放棄は、当該修正、変更又は放棄の主張を受ける側の当事者が、記名捺印若しくは署名し、又は電子的に承諾した書面による証明によらなければ無効である事とします。

ただし、本規約の本文と、本規約の別紙、添付書類の間に齟齬又は矛盾がある場合には、当該別紙、添付書類の条件が優先されるものとします。

以上

■ 変更履歴

最終更新日:2025 年 7 月 22 日

□ 改訂履歴

本利用規約は、以下の日付で改訂されています。

2025 年 1 月 31 日 改訂

2024 年 8 月 1 日 改訂

2024 年 4 月 1 日 改訂

2023 年 9 月 29 日 改訂

2023 年 2 月 28 日 改訂

□ 過去の改訂履歴について

過去の改訂履歴については、[こちら](#)でご確認いただけます。

添付1 二 SFDCサービス規約

「AppExchange」とは<http://www.salesforce.com/jp/appexchange> 又はその後継のウェブサイトに掲示されている、SFDCサービスと相互運用するアプリケーションのオンラインディレクトリをいいます。

「本パートナー」とは、株式会社テラスカイをいいます。

「本パートナーアプリケーション」とは、「mitoco」をいいます。

「本プラットフォーム」とは、SFDCが、本パートナーの本パートナーアプリケーションの本顧客への提供に関連して、本パートナーに提供するオンライン、ウェブベースのプラットフォームサービスをいいます。

「SFDCサービス」とは、<http://www.salesforce.com/jp> 又はその他の指定されたウェブサイト経由で公衆に一般に提供されるオンライン、ウェブベースのアプリケーション及びプラットフォームサービスをいい、関連するオフラインのコンポーネントを含みますが、AppExchangeのアプリケーションは含まれません。

「サブスクリプション」とは、お客様が本パートナーから購入する、本ユーザが本サービスを一定の期間内において利用できる権利をいいます。

「SFDC」とは、株式会社セールスフォース・ジャパン及びその関係会社の総称をいいます。

「本ユーザ」とは、お客様が、当該本ユーザのために購入されている本パートナーアプリケーションのサブスクリプションの結果として、このSFDCサービス規約に定める諸条件に従って本サービスを利用することを承認したお客様の従業員、代表者、コンサルタント、受託者又は代理人であり、お客様（又はお客様の要請に従ってSFDC又は本パートナー）がユーザID及びパスワードを付与した者をいいます。

「お客様」又は「本顧客」とは、本パートナーが求めるその他の条件と共に、このSFDCサービス規約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを利用するサブスクリプションを購入する契約を締結したお客様の法人組織をいいます。

「本顧客データ」とは、お客様が本サービスに保存する（かつ本サービスに常駐している限りにおいて）すべての電子的なデータ及び情報をいいます。

1. サービスの利用

- (a) 本パートナーアプリケーションの各サブスクリプションによって、本ユーザ1名に、本パートナーが求めるその他の条件と共に、このSFDCサービス規約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを経由して本サービスを利用する権利が付与されるものとします。サブスクリプションは、2名以上の本ユーザによって共有又は使用することはできません（但し、随時、お客様との雇用関係を終了し、又はその他の職位、職能

の異動によって本サービスの使用を要しなくなった従前の本ユーザと交替する新規の本ユーザに改めて割り当てることができます)。明確化のために、お客様の本規約に基づき本プラットフォームを利用するサブスクリプションには、SFDCサービスを利用できるサブスクリプションは含まれないものとします。お客様がSFDCサービス又はその機能若しくはサービスの何れかを利用すること、又はお客様の本パートナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものをを超える追加のカスタムオブジェクトを作成若しくは利用することを望む場合には、当該サービスのためにwww.salesforce.com/jpを参照して、SFDCに直接ご連絡ください。本パートナーアプリケーションにアクセスすることによって、お客様がSFDCサービス全般にアクセスできる場合、又は本パートナーアプリケーションのユーザガイドに記載された機能を超える、本パートナーアプリケーション内のSFDCサービスの何れかにアクセスできる場合で、かつお客様がSFDCとの別途の契約書に基づき当該アクセスの利用申込をしていない場合には、お客様は当該機能にアクセスせず、また利用しないことに同意するものとし、お客様による当該機能の利用、又はお客様の本パートナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものをを超える追加のカスタムオブジェクトを作成若しくは利用することは、本規約の重大な違反となるものとします。

- (b) お客様が本パートナーアプリケーション経由で本プラットフォーム又はSFDCサービスにアクセスできる場合と雖も、本パートナーは、本パートナーアプリケーションの唯一のプロバイダであり、お客様は本パートナーとのみ契約関係を有するものとします。本パートナーが事業を停止し、その他本パートナーアプリケーションの提供を停止し、若しくはその他提供ができない場合でも、SFDCは本パートナーアプリケーションを提供する義務、又はお客様に、お客様が本パートナーに支払った料金を返金する義務を負わないものとします。
- (c) お客様は、(i) お客様のユーザアカウントの下で生じる全ての活動に責任を負い、(ii) 全ての本顧客データのコンテンツについて責任を負い、(iii) 本プラットフォーム又はSFDCサービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行うものとし、当該不正利用を発見したときには、速やかに本パートナー若しくはSFDCに通知するものとし、(iv) 本プラットフォーム及びSFDCサービスを利用する場合に、全ての適用ある国内又は海外の法令を遵守するものとします。
- (d) お客様は、本プラットフォーム及びSFDCサービスを、お客様の内部事業目的のためにのみ利用するものとし、以下のことを行わないものとします。(i) 本プラットフォーム又はSFDCサービスを、ライセンス、サブライセンス、販売、再販、賃貸、リース、移転、譲渡、頒布、タイムシェアリング若しくはその他商業上の利用、又は本ユーザ以外の第三者に対して、若しくはその他このSFDCサービス規約で規定された以外の方法で提供すること (ii) 適用ある法令に違反してスパム又はその他の反復メッセージ若しくは迷惑メールを送信すること (iii) 児童に対して有害なもの及び第三者のプライバシーの権利を侵害するものを含め、第三者の権利を侵害するもの、猥褻なもの、脅迫的なもの、第三者の名誉を毀損するもの、その他違法若しくは不法なものを送付し又は保存すること、(iv) ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬、又はその他の有害若しくは悪意のあるコード、ファイル、スクリプト、エージェント若しくはプログラムを送信又は保存すること (v) 本プラットフォーム又はSFDCサービス又はそれらに含まれるデータの完全性又は性能を妨害し、又は混乱させること、又は(vi) 本プラットフォーム又はSFDCサービス、又はそれらに関連するシステム若しくはネットワークに対する不正なアクセスを試みること。

(e) お客様は、以下のことを行わないものとします。(i) 本プラットフォーム又はSFDCサービスを改変、複製し、又はそれらに基づく派生物を作成すること (ii) 本プラットフォーム又はSFDCサービスの一部を構成するコンテンツをフレーム又はミラーすること。但し、お客様自身のイントラネット上、又はその他お客様自身の内部事業目的の場合は除きます。(iii) 本プラットフォーム又はSFDCサービスをリバースエンジニアリングすること (iv) 以下の目的のために本プラットフォーム又はSFDCサービスにアクセスすること (a) 競合する製品若しくはサービスの開発 (b) 本プラットフォーム又はSFDCサービスのアイデア、特徴、機能若しくはグラフィックスの複製。

2. サードパーティプロバイダ

本パートナー及びその他のサードパーティのプロバイダ(SFDCのウェブサイト内に掲載されている場合があり、AppExchange アプリケーションのプロバイダが含まれる)は、本プラットフォーム又はSFDCサービス及び本パートナーアプリケーションに関する製品及びサービスを提供します。当該製品及びサービスには、例えば、本プラットフォーム又はSFDCサービス及び本パートナーアプリケーションとの間のデータ交換や本プラットフォーム又はSFDCサービスのアプリケーション・プログラミング・インターフェイスの利用を通じた、本プラットフォーム、SFDCサービス及び本パートナーアプリケーションのユーザーインターフェイス内での追加的機能の提供などの、お客様の本プラットフォーム、SFDCサービス及び本パートナーアプリケーション(オフラインとオンラインを含む)の利用に関連する導入、カスタマイズ及びその他コンサルティングサービスが含まれます。SFDCは、そのような製品若しくはサービスにつきSFDCが「認証した」「承認した」若しくはその他の指定をしているか否かに拘わらず、当該サードパーティのプロバイダ又はそれらの製品若しくはサービス(本パートナーアプリケーション又は本パートナーのその他の製品若しくはサービスが含まれるがそれらに限定されない)について、保証しません。お客様とサードパーティプロバイダとの間のデータ交換又はその他の相互関係(本パートナーアプリケーションを含むがそれに限定されない)及びお客様による当該サードパーティプロバイダの提供する製品若しくはサービス(本パートナーアプリケーションを含むがそれに限定されない)の購入は、お客様と当該サードパーティプロバイダとの間だけのものです。さらに、SFDC又は本パートナーは、随時、一定の追加的な機能(本プラットフォーム又はSFDCサービスの一部と定義されていないもの)を、追加料金によって、パススルー又はOEMベースで、お客様による当該追加機能の別途の購入に関連して、ライセンサーが指定し、お客様が同意した条件に従って、お客様に提供する場合があります。お客様による当該追加機能の利用は、かかる条件に準拠するものとし、当該条件がこのSFDCサービス規約と相違する場合には当該条件が優先するものとします。

3. 財産権

本規約に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、SFDCは本プラットフォーム及びSFDCサービスに関する全ての権利及び利益(全ての関連する知的財産権を含む)を留保します。SFDCは、このSFDCサービス規約に明示的に規定される場合を除き、本規約に基づき、お客様に如何なる権利も許諾するものではありません。本プラットフォーム及びSFDCサービスはSFDCの機密情報とみなされ、お客様はこのSFDCサービス規約で許諾される場合を除き、それを利用せず、また如何なる第三者に対しても開示しないこととします。

4. 開示の強制

お客様又はSFDCの何れかが、法令により機密情報の開示を強制される場合には、相手方に、当該開示の強制について事前の通知を行うものとし(法的に許容される限度で)、相手方が開示に異議を唱えることを望む場合には、相手方の費用で、合理的な援助を与えるものとします。

5. 提案

お客様は、SFDCが、お客様又はお客様の本ユーザが、本プラットフォーム及びSFDCサービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言又はその他のフィードバックを利用し、又はSFDCの製品又はサービスに組み込むことができる、無償、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可、取消不能の永続的ライセンスを有することに同意することとします。

6. 終了

お客様の本プラットフォーム及びSFDCサービスの利用は、以下の何れかの事由により、通知することによって直ちに終了又は中止できるものとします。(a) お客様又は何れかの本ユーザによるこのSFDCサービス規約の違反 (b) 本パートナーが本プラットフォームを本パートナーアプリケーションの一部として提供している、本パートナーとSFDCとの契約の解約又は満了 (c) 本パートナーによる、SFDCがお客様に、SFDCサービス規約に関連して提供しているサブスクリプションに関するSFDCに対する義務の違反。

7. サブスクリプションの解約不能

本プラットフォーム及びSFDCサービスのサブスクリプションは、サブスクリプションの期間中は解約不能です。但し、お客様の本パートナーとの契約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

8. データ容量

本プラットフォーム及びSFDCサービスには、サブスクリプション毎に無償で提供される一定の累計量の記憶容量が含まれています。具体的な情報についてはお客様の本パートナーにご連絡ください。本パートナーから追加の記憶容量をご購入頂くことができます。

9. 保証の否認

SFDCは、本プラットフォーム、SFDCサービス及び本パートナーアプリケーションに関するものが含まれるが、それに限定されず、明示的であるか黙示的であるか、法令に基づくものか否かを問わず、如何なる保証も行ないません。SFDCは、本パートナーアプリケーションの信頼性、適時性、品質、適合性、可用性、完全性に関する如何なる表明又は保証も行いません。SFDCは、以下の表明又は保証を行いません。(A) 本パートナーアプリケーションが利用可能、安全、適時、中断せず、エラーがなく又はSFDCサービス若しくはその他のアプリケーション、ソフトウェア、システム若しくはデータとの組み合わせにおいて稼動すること (B) 本パートナーアプリケーション、本プラットフォーム又はSFDCサービスがお客様の要件又は期待に合致していること (C) 本パートナーアプリケーションを利用して保存されたデータが正確、信頼でき又は安全であること (D) 本パートナーアプリケーション、本プラットフォーム又はSFDCサービスのエラー又は欠陥が修正されること (E) 本パートナーアプリケーション又は本パートナーが本パートナーアプリケーションを利用させるために使用するシステムにウィルス又は有害なコンポーネントがないこと。本プラットフォーム及びSFDCサービスは厳密に「現状有姿」ベースで提供される。法令で許される最

大限において、SFDCは、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、本パートナーアプリケーション及び本サービスに関して、全ての条件、表明及び保証を否認し、当該否認は、商品性、特定目的への適合性、第三者の権利の非侵害についてのものを含みますが、そのみに限定されません。

10. 免責

SFDCは、お客様又は本ユーザに対して、如何なる損害についても責任を負わないものとします。当該損害には直接、間接、特別、偶発的、懲罰的又は派生的損害、又は逸失利益に基づく損害が含まれるがそれらに限定されないものとし、当該免責は、原因の如何を問わず、契約、不法行為又は如何なる責任の理論に基づく場合でも、またお客様が当該損害の可能性を告げられていた場合でも適用されるものとします。

11. 追加の連絡

SFDCは、お客様に新規のSFDCサービスの機能及び提案に関して連絡することができます。

12. Googleのプログラム及びサービス

Googleのプログラム及びサービスと相互運用する本プラットフォーム又はSFDCサービスの機能は、該当するGoogleのアプリケーションプログラムインターフェイス（以下「API」という）及びSFDCサービス及び本プラットフォームと共に利用するための該当するGoogleのアプリケーションが継続的に利用可能であることを前提としています。Google、Inc.が、当該API又はプログラムを、合理的な条件に基づきSFDCに提供することを中止する場合、SFDCは当該機能の提供を中止できるものとし、お客様又は本パートナーは、当該提供の中止により、如何なる返金、減額又はその他の補償を受ける権利も取得しないものとします。

13. 第三受益者

SFDCは、このSFDCサービス規約に関してのみ、お客様と本パートナーとの間の契約の第三受益者となるものとします。

変更履歴

2022年 2月 4日 改訂

2016年 6月27日 初版

添付 2 mitoco シリーズ 製品表

【mitoco 基本サービス】

機能概要	mitoco User Guide 記載に準じた機能を提供 mitoco のグループウェア機能を利用可能な基本サービス
最少利用 ID 数	5ID

【mitoco Work 経費】

機能概要	経費精算の機能を提供
前提	mitoco 基本サービスの契約
最少利用 ID 数	5ID
特約	mitoco Work 経費を使用する固有の指名ユーザーとしてユーザーID を付与されたものは、mitoco の固有の指名ユーザーとしてユーザーID が付与されている必要があります。 mitoco Work 経費のテンプレートプログラムは、本サービスの利用範囲内において複製および改変できるものとします。

【mitoco Work 勤怠】

機能概要	勤怠管理の機能を提供
前提	mitoco 基本サービスの契約
最少利用 ID 数	5ID
特約	mitoco Work 勤怠を使用する固有の指名ユーザーとしてユーザーID を付与されたものは、mitoco の固有の指名ユーザーとしてユーザーID が付与されている必要があります。

【mitoco アシスタント】

機能概要	AI アシスタントの機能を提供
特約	mitoco アシスタントを使用する固有の指名ユーザーとしてユーザーID を付与されたものは、mitoco の固有の指名ユーザーとしてユーザーID が付与されている必要があります。 また、mitoco アシスタントの契約者は、原則国内の法令に基づき設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人である必要があります、海外からの利用を禁止することもあります。

【mitoco パートナー】

機能概要	社外のユーザー向けに限定された mitoco 機能を提供
前提	mitoco 基本サービスの契約

【mitoco カスタマー】

機能概要	社外のユーザー向けに限定された mitoco 機能を提供
前提	mitoco 基本サービスの契約

【mitoco プラス】

機能概要	mitoco 基本サービスに限定して、SFDC カスタムオブジェクトを追加する
前提	mitoco 基本サービスの契約
特約	SFDC カスタムオブジェクトの利用

	mitoco プラスサービスにおいては、テラスカイ・mitoco サービス利用規約（サブスクリプション規約）および添付 1 SFDC サービス規約を遵守した上で、下記の定められた数量を上限として SFDC カスタムオブジェクトを追加利用できるものとします。 ・ mitoco プラス 10 ・ mitoco プラス 30
--	--

【mitoco 会計】

機能概要	財務会計機能を提供
前提	mitoco 財務・管理会計 (GL) の契約 利用するプロダクトのシステム利用料とユーザーライセンスの契約が必要
最少利用 ID 数	1ID (Standard ユーザー)
特約	関連会社向けライセンスは、契約者が以下のいずれかの条件に宛はある場合に適用可能 ① 親会社が mitoco 会計契約者であること ② mitoco 契約者の持分法適用企業 (資本比率 20% 以上をいう)

【mitoco 電子帳簿保存法対応オプション】

機能概要	① 経費精算時に、電子帳簿保存法の保存要件を満たした要件で、領収書などの証憑データを保存する機能を提供 ② 会計伝票の起票時に、電子帳簿保存法の保存要件を満たした要件で、請求書などの証憑データを保存する機能を提供
前提	mitoco Work 経費、mitoco 会計、GLOVIA OM いずれかの契約
最少利用 ID 数	10ID
特約	① 契約者が、mitoco 電子帳簿保存法対応オプション（以下、「mitoco 電帳法オプション」という）と相互運用する他のプラットフォーム等（以下、「連携サービス」という）と連携して利用される場合、以下の各条件が適用されることに同意します。 ② mitoco 電帳法オプションと相互運用する連携サービスは、提供元が提供するサービスと連携して提供され、契約者は連携サービス提供元とそれらのサービスに関する利用契約を遵守する必要があり、mitoco 電帳法オプションの利用と同時に当該利用契約へ同意したものとします。なお、連携サービス提供元の利用契約は「mitoco Work 経費ユーザーガイド」の「よくある質問」ページから確認できます。 ③ 契約者は、連携サービスの利用に関して、連携サービスの提供元が正当な理由で連携サービスに提供できない場合には、一部の電帳法オプションが利用できない場合があります。 ④ 連携サービス提供元が提供するサービスに関して、連携サービス提供元が契約者への対応のため、当社に契約者の情報を提供することを依頼した場合、当社は第 30 条（取得情報の取扱い）に基づき、提供することがあります。 ⑤ 本サービスを介して連携サービスの提供元のシステムに送信された取得情報について、別途契約者から承諾を得た場合を除き、連携サービスの提供元が参照・閲覧を行うことはありません。ただし、連携サービスを運営・品質向上するために必要な範囲に限り、取得情報の送信状況（取得情報のデータそのものは含みません。）を参照する場合があります。 ⑥ 契約者が連携サービス提供元のシステムに保存した取得情報を連携サービス提供元の再委託先、連携サービス提供元のシステム外に送信される可能性があること、およびその範囲内で連携サービスの提供元が取得情報の取扱いにつき、当社は完全な責任を負わないことがあります。

	⑦ 連携サービスの提供元間の契約に基づき mitoco 電帳法オプションの一部のサービス提供されるものであり、当該契約が終了する場合も当該 mitoco 電帳法オプションの一部のサービス提供が終了するものとします。但し、当社は、可能な限り事前に契約者に対して連携サービスの終了を通知するものとし、事後の対応について契約者と協議するものとします。
--	--

【mitoco 電子帳簿保存法対応オプション 電子取引】

機能概要	契約者が mitoco 会計にて電子取引を行った際に、電子帳簿保存法の保存要件を満たした要件で、契約者の当該電子取引の内容を通知した受信者と契約者との間において電子取引の内容に関して合意し締結した事実について証拠を保存する機能を提供
最少利用 ID 数	10ID
前提	mitoco 会計および mitoco 電子帳簿保存法対応オプションの契約
特約	契約者が、mitoco 電子帳簿保存法対応オプション電子取引（以下、「mitoco 電子取引オプション」という）と相互運用する他のプラットフォーム等（以下、「連携サービス」という）と連携して利用される場合、以下の各条件が適用されること、及びそのほか mitoco 電子取引オプションについては、本別紙の前記【mitoco 電子帳簿保存法対応オプション】の（2）～（6）の内容を準用されることに同意するものとします。 ① 当社が別途契約当事者として合意し締結した場合を除き、当社は当該電子取引の内容に関する契約当事者と解されず、かつ、契約者と受信者間の電子取引の合意内容の取引につき、いかなる表明も保証もしないものとします。 ② mitoco 電子取引オプションの契約者及び受信者が電子取引について合意をする権限を有しているか、契約者及び受信者本人であるかについて証明するものではなく、mitoco 電子取引オプションを利用する者の本人確認を保証するものではありません。また、契約者は、自己の責任において、mitoco 電子取引オプション上で電子的な署名権限を付与した者によって電子的な署名を行うことができるものとし、当社は、契約者が行う電子的な署名権限の付与に関し、一切の責任を負わないものとします。 ③ mitoco 電子取引オプションと相互運用する連携サービスは、提供元が提供するサービスと連携して提供され、契約者は連携サービス提供元とそれらのサービスに関する利用契約を遵守する必要があり、mitoco 電子取引オプションの利用と同時に当該利用契約へ同意したものとします。なお、連携サービス提供元の利用契約は mitoco 電子取引オプションの設定マニュアルから確認できます。

【mitoco X (Ver.1.0)】

mitoco X Ver.1.0 については「[mitoco X Powered by DataSpider Cloud 利用規約](#)」をご参照ください。

【mitoco X (Ver.2.0 以降)】

機能概要	データ連携機能を提供
最少利用 ID 数	1 テナント
特約	1. (mitoco X の利用) (1) お客様は、mitoco Xを、お客様自身の社内業務を遂行する目的のみに利用できます。ただし、お客様は、お客様自身の社内業務を遂行するため、お客様の業務委託先の第三者（当社と直接競合関係のない第三者とします。）にmitoco Xを利用させる必要がある場合は、当該第三者に本規約の条件を遵守させ、 (2) かつ、お客様自身が当該第三者による本規約に定める義務の違反について一切の責任を負うことを条件に、mitoco Xを当該第三者に利用させることができま

	す。 (3) 当社は、mitoco Xの提供及び品質向上のため、お客様がmitoco Xを通じてアップロードする文章、画像、プログラムその他一切の情報(以下総称して「本データ」という。)のアップロードにかかる管理情報又は履歴情報を、必要となる限度で利用することに同意するものとします。ただし、個人情報等に該当するものを除きます。 2. (mitoco Xに関するサポート業務について) (1) サポート業務への調査協力 当社は、お客様が mitoco X を円滑にご利用いただくため、以下の調査協力をお客様に依頼することがあります。お客様は、可能な限りこれらの依頼に協力するものとします。 ① ネットワークの状況把握 ② エラーメッセージの状況把握 ③ 設定状況の確認 ④ その他、mitoco X へのサポートで必要な情報の提供 (2) 事象の切り分け お客様は、サポートを受けるにあたり、サポートの対象となる事象が、以下のいずれに起因するものかを切り分ける必要があります。 ① 当社提供サービス:当社がお客様へ提供するサービス及びソフトウェア ② 外部連携サービス:お客様が使用する基本ソフト(OS)やクラスタソフト等 上記②の外部連携サービスに関して、お客様は、自らの責任と負担において、外部連携サービスの製造元等への問合せ等を行い、切り分け作業を行うものとします。 (3) データバックアップの推奨 当社のサポート提供によって、mitoco X に生じている全ての結果が是正されること、mitoco X がお客様の環境において正常に作動すること、又は消失したデータを復旧することを完全に保証するものではありません。そのため、お客様は、自己の責任と費用において取得情報およびその他データのバックアップを行う等、データが消失することを防止するための保全策を講じるものとします。ただし、mitoco X にセキュリティ上の欠陥、エラー、バグその他の不具合が存在する場合、当社は実務上可能な限り修正するよう努めます。 3. (mitoco Xに関する利用料金) お客様は、mitoco X の利用申込に際して当社と取り決めた契約期間に基づき、別途当社が定める mitoco X の利用料金及びこれにかかる消費税等を当社に支払うものとします。mitoco X の利用料金は、お客様が選択する料金プランに応じて、以下のいずれかによるものとします。 ① コンサンプションプラン(月単位での計算に基づくもの)の場合について、お客様は、別途当社が定める最低保証料金およびお客様の単月の利用量に応じて算出される料金の合計額に基づき、利用料金として当社に支払うものとします。 ② サブスクリプションプラン(当社が定めた一定のリソース範囲内の利用に基づく固定価格プラン)の場合について、お客様は当社が定めた一定のリソース範囲内で利用した場合には、別途当社が定める固定料金を支払い、一定のリソース範囲を超えて利用した場合には、固定料金に加え、別途当社が定める超過料金を合わせて利用料金として当社に支払うものとします。また、超過利用オプションを追加で申し込む場合、お客様は超過利用オプションとして設定された追加のリソースに対する料金を当社に支払うものとします。
--	---

【mitoco AI】

機能概要	生成 AI が質問に回答する機能を提供
最少利用 ID 数	5ID
前提	mitoco シリーズまたは Salesforce のコアサービスの利用
特約	当規約および別紙「添付 2 - mitoco 製品表: mitoco AI-」を遵守してください。 mitoco AI で利用する第三者サービスの料金改定があった場合には、mitoco AI の価格改定を実施させていただきます。